

兄弟抄

建治二年

四月

五十五歲

(九八一貢・十五行目)

本抄は、建治二年（一二七六年）四月、大聖人が五十五歳の御時に身延において、池上兄弟に対し与えられた御書です。池上兄弟は、兄は、右衛門大夫宗仲^{さくじぶぎょう}といい、弟は、兵衛志宗長^{ひょうえのさかむねなが}と云つて、鎌倉幕府に作事奉行として仕えていた池上左衛門大夫^{さくじぶ}康光^{やすみつ}の子息です。

本来の姓は藤原氏であるようですが、當時の名門であるとしていた為、池上を名乗つていたものと思われます。

日蓮大聖人が病氣療養の為に湯治に向かわれる途中、この池上家の館で、弘安五年（一三三二年）十月十三日の辰の刻（平前八時頃）、六十二歳で御入滅されました。

現在の東京都大田区池上にある池上本門寺がその後ですが、この池上兄弟を開基(寺院や宗派を創立すること、またはその創立者や経済的支援者のこととしていながら、日蓮大聖人の正意を理解出来ずに他の日蓮宗同様の邪宗邪義となっています。本書の御真筆は、この池上本門寺に現存しております重要文化財に指定されています。

自体が相当高い身分であつたことがわかります。

また兄弟は、建長五年から大聖人の弟子となつていた弁阿闍梨日昭の甥でもあつたことから、建長八年（一二五六六年）の頃に大聖人に帰依したと伝えられ、当時二十七歳であつた四条金吾に対して兄の宗仲が三十四歳であつたように鎌倉の檀越の中では最古参であったようです。また安房の國の工藤吉隆もこの池上家に縁があると言われています。しかし、父の康光は、律宗、念佛宗の極楽寺良觀の熱心な信者であり、大聖人が律宗を國賊と破折し、良觀を僭称増上慢と断言されていたことから、大聖人に対し憎しみを抱き、大聖人に帰依することに大反対でした。

建治二年のはじめ、その良觀の策謀により、父康光が兄の宗仲を勘当し、さらに差
に対する家督を譲ることを条件に信心退転を迫ると言ふ事件が起きました。
したた

この知らせを受けられた大聖人は、四月十六日に本抄を認められたのです。そして、このたびの勘当は、兄弟の正法修行により、三障四魔が父母、主君の身に入つて兄弟の信心をためす為の魔の所為であり、今こそ、魔を魔と見破り、さらに強盛な信仰に励む

よう激励されたのです。

さらに、この法門をいつたん言い出せば、必ず魔が出来するのであり、魔が競わなければ正法と知るべからずと述べられ、摩訶止觀の第五の巻に行解既に勤めぬれば三障四魔紛然として競ひ起る、乃至隨ふべからず畏るべからず。之に隨へば將に人をして惡道に向かはしむ、之を畏れば正法を修することを妨ぐ（丸八六頁）と天台大師が著しており、この天台大師の解釈は、日蓮の身に当たるのみならず、門家の明鏡であり、謹んで習い伝へて未來の糧とせよと御教示なされていります。この中の三障と言うのは、煩惱障・業障・報障のことであり、この中の煩惱障と言うのは、自らの貪、瞋、癡によつて起り、業障と言うのは、妻子などによつて起り、報障と言うのは、國主、父母などによつて起ると仰せであります。

また、この四魔の中の天子魔とは、三障四魔の根源である第六天の魔王のことで、欲界の第六天にいる他化自在天のことです。元品の無明は第六天の魔王と顯はれたり。（一二三七頁）とあるように、御本尊を信じさせまいとする根本の障害は、この三障四魔の天子魔とつて現れるのです。

まさに陰で糸を引く僭称増上慢の良観こそ、日蓮大聖人、また、この池上兄弟にとつて三障四魔の第六天の魔王であるのです。

種々の罪業の中でも、正法を信受せず、かえつて誹謗する誹謗正法」、すなわち「誹法」が最も重罪であり、これがすべての罪業の根本原因となつてゐるのであります。小乗大乗分別抄 七〇九（一）に、今は又末法に入つて二百余歳、過去現在に法華經の種を植えたりし人々もやうやくつきはてぬ、又種をうへたる人々は少々あるらめども、世間の大悪人、出世の誹法の者数をしらず國に充满せり。譬へば大火の中の小水、大水の中の小火、大海の中の水、大地の中の金などの如く、悪業とのみなりぬ。又過去の善業もなきが如く、現在の善業もしるしなし」とあり、また、兄弟抄 丸八一（一）に、「我が身は過去に誹法の者なりける事疑ひ給ふことなけれ」等とあるように、末法の衆生は過去遠々劫以来、重い誹法の罪業を積んだ衆生ばかりであり、その罪業は生命に深く刻み込まれてゐるのです。

天台大師は「摩訶止觀」の中で、衆生の罪業が仏道修行を妨げ、成仏の障りとなることを、煩惱障・業障・報障の三障を説いて明らかにされてゐるであります。

煩惱障とは、衆生が本来具えてゐる貪り・瞋り・癡などが仏道修行を妨げることをいい、業障とは、俱舍論、涅槃經によれば五逆罪・殺父・殺母・殺阿羅漢・出仏身血・破和合僧）を犯した悪業が仏道修行を妨げることをいいます。そして報障とは、過去の悪業の報いによつて修行が妨げられることをいいます。

この三障を大聖人は兄弟抄（丸八六頁）に、煩惱障と申すは貪・瞋・癡等によりて障碍出来すべし。業障と申すは妻子等によりて障碍出来すべし。報障と申すは國主・父母等によりて障碍出来すべし」と、重い罪業を持つ私たち末法の衆生は、せつか

く正法に巡り合つても、貪り・瞋り・癡かといつた煩惱の「三毒」が障りとなつたり、あるいは妻子眷属の反対や国主・父母等の迫害に遭うなどの障害、すなわち罪障が現れると、具体的に判りやすく御教示されているのであります。

されば、この謗法の罪業を消滅し、罪障に打ち勝つて、成仏の境界に至るためにはどうにすればよいのでしようか。

これについて、佐渡御書（五八〇頁）に、日蓮も又かくせめらるゝも先業なきにあらず（中略）我今度の御勘気は世間の失一分もなし。偏に先業の重罪を今生に消して、後生の三悪を脱れんするなるべし」と、大聖人様は示同凡夫のお立場から、御自身は妙法弘通を機縁として佐渡配流の大難を受けられたことによつて、重罪の悪業を消滅したと御教示なされているのであります。

この御金言は、一切衆生は種々の罪業の故に心身に大苦惱を受け続け、死しては無間地獄に墮ちるのであるが、正法を信受し、様々な迫害・中傷を受けながらも折伏を行じ続けていくならば、その功德によつて、重い罪業を一時に顯し、浄化して消滅することができるのです。

つまり、過去遠々劫以来、謗法を積み重ねてきた私たちが正法を持ち、折伏を行づるとき、重い罪業によつて様々な障害、すなわち罪障が起こつてきますが、これは本来ならば地獄に墮ちて受けなければならぬ大苦を、正法を信受する大功德によつて現世において軽く受けている姿に他ならないのです。

御義口伝（七九九頁）に「衆罪とは六根に於て業障降り下る事は霜露の如し。然りと雖も慧日を以て能く消除すと云へり。慧日とは末法當今日蓮所弘の南無妙法蓮華経なり」と、また聖愚問答抄（四〇六頁）に、「只南無妙法蓮華経とだにも唱へ奉らば滅せぬ罪や有るべき、來たらぬ福や有るべき。真実なり甚深なり、是を信受すべし」と仰せのよう、大聖人の仏法を固く信受し、南無妙法蓮華経の御題目を自行化他にわたつて唱えていくならば、消滅しない罪業など絶対にありません。いかなる重罪も、あたかも陽光に照らされた朝露のように消し果てることができるのです。

兄弟抄（九八六頁）には、「此の法門を申すには必ず魔出來すべし。魔競はずば正法と知るべからず。第五の巻に云はく、行解既に勤めぬれば三障四魔紛然としで競ひ起る、乃至隨ふべからず畏るべからず。之に隨へば將に人をして悪道に向かはしむ、之を畏れば正法を修することを妨ぐ」等云々」と御教示されています。

様々な罪障が現れ、魔が競い起るのは、大聖人の仏法が唯一の正法であるからこそであり、また当人の信心修行が進んでいる証左もあるのです。そのときこそ、いよいよ強盛な信心を奮い起こして障魔に立ち向かつていくことが大切です。恐れて負けてしまつたならば、必ず仏道修行から退転することになり、謗法の重罪業のため、現世で様々な苦惱を受け、来世には三悪道に墮ちることになつてしまします。私たちは、大聖人の仏法がいかなる罪業も消滅する唯一の正法たることを確信し、どのような障魔が競い起ころうとも、折伏弘教に勇猛精進していくことが肝要であり、そのような信心に住す

ることによつてこそ成仏の境界を得ることができるのです。

大聖人は拝讀の御文で、我が身は過去に謗法の者なりける事疑ひ給ふことなれ」と仰せられています。即ち、惡世末法に生を受けた衆生は無始以来、生死を繰り返す中で正法に背いて謗法を重ね、その罪業が命の中に刻み込まれているのです。たしかに池上兄弟の苦難は、とても大きなものでしたが、大聖人はその苦難を「現世の輕苦」とし、本當ならば地獄に墮ちるべきところを、現世に軽い苦しみとして受けるといふ「転重輕受」（重きを転じて軽く受く）の法門を示されているのです。そしてこれは、各々随分に法華經を信ぜられつるゆへ、「つまり信心が進んできたからこそだと仰せられ、困難に負けず、さらに精進するよう激励されているのであります。

私達の日々の信心においても、たとえ大きく感じる困難な出来事であつても、それは転重輕受の功德により軽く受けさせていただいていると確信し、喜びをもつて一層の仏道修行に励むことが大切です。

大聖人は本抄において、「設ひいかなるわづらはしき事ありとも夢になして、只法華経の事のみさはぐらせ給ふべし」（九八七頁）と御教示なされています。当時の武家社会にあつて、親の命令は絶対であり、父親が信心に反対している状況は、兄弟にとつて想像を絶する困難であつたに違ありません。しかし大聖人は、そのことに執われず、どこまでも正法を実践していくよう御指南なされたのであります。この御教導により兄・宗仲は不退転の覚悟を決め、弟・宗長を励まし共に諸難を乗り越え精進を重ね、ついに父を入信に導くことができたのです。この喜びはいかばかりだったでしょう。

とにかく大聖人様が諸御書に御教示されるとおり、折伏は容易なことではありません。家族や身内、折伏相手から強い反対を受けることもあるでしょう。しかし、幾多の困難を乗り越えて折伏成就を目指した先に、真の歡喜と、成仏への確かな道があるのであります。私達もまた、どんなに反対されようとも、時間がかかるうとも、決してあきらめることなく、謗法を打ち破り正法を弘める折伏の実践を、貫徹してまいろうではありませんか。

日如上人猊下は、邪義邪宗の謗法の害毒によつて苦しんでいる人がいたら、けつして黙過することなく、声を掛け、下種し、御本仏宗祖日蓮大聖人様の正しい教えを伝え、折伏を行じていくことが今、いかに大事であるかを認識され、全国の各講中ともに「天下広布へ向けて、いよいよ異体同心・一致団結して前進されますよう心から願います。」と仰せでります。大日蓮・令和七年八月号）

今月十五日は、第三祖日目上人の御正當会です。御報恩申し上げるとともに、妙法広布への願業と正法嚴護の御精神を拝して、私達も自らの使命を果たすため、今こそ全力で自行化他の信心に精進してまいりましょう。そして本年残り一ヶ月半、異体同心の団結をもつて折伏誓願成就を目指し、いよいよ広布へ邁進して参りましょう。以上。

（令和七年十一月度・御講の砌）